

# セルフメディケーション税制を?

(医療費控除の特例)

ご存じですか

～平成29年1月から特定の医薬品購入に対する新しい税制が始まりました～

あわせて消費税  
軽減税率対策は  
お済みですか?



## セルフメディケーション税制 & 消費税軽減税率対策セミナー

～軽減税率導入による影響を分かりやすく解説～

『セルフメディケーション税制』は、きちんと健康診断などを受けている人が、一部の市販薬を購入した際に所得控除を受けられるようにしたものです。

どのような場合に利用できるのか、これまでの医療費控除との関係等、気になるポイントを解説します。

併せて、平成31年10月1日の消費税の引上げと同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。制度の内容と制度実施に伴う事務処理の変更等についても解説します。消費税の軽減税率制度は事業者の方のみならず、日々の買い物等で消費者の方にも関係するものですので、ぜひこの機会にご参加ください。

参加費  
無料

日時 平成29年11月24日(金)  
13時30分～15時(受付13時～)

場所 平田商工会議所 2階 大会議室 (出雲市平田町2280-1)

講師 出雲税務署 個人課税担当官 定員 40名

主催 平田商工会議所・平田中小企業相談所 共催 平田青色申告会

お問合せ 平田商工会議所 指導係 小村・高橋 電話0853-63-3211 FAX0853-63-3346

11月24日(金) セルフメディケーション税制&消費税軽減税率対策セミナー 参加申込書

参加者氏名		
事業所名		
連絡先	Tel	Mail